

## 香川県条例第7号

県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例等の一部を改正する条例

(県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例の一部改正)

第1条 県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例（平成22年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 略	(定義) 第2条 この条例において「県の債権」又は「債権」とは、金銭の給付を目的とする県の権利をいう。 2 この条例において「延滞金」とは、履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金をいう。 3 この条例において「公債権」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権をいう。 4 この条例において「強制徴収公債権」とは、公債権のうち、県税の滞納処分の例により徴収することができるものをいう。 5 この条例において「非強制徴収公債権」とは、公債権のうち、県税の滞納処分の例により徴収することができないものをいう。 6 この条例において「私債権」とは、県の債権のうち、公債権以外のものをいう。
(延滞金の額等) 第5条 略	(延滞金の額等) 第5条 延滞金の額は、納期限内に納付されなかった債権の金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に納期限の翌日から納付のまでの期間の日数に応じ、次の各号に掲げる債権の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。 (1) 強制徴収公債権 <u>年14.5パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）</u> (2) 非強制徴収公債権 <u>年5パーセント</u>
(1) 強制徴収公債権 <u>県税に係る延滞金の例による割合</u> (2) 非強制徴収公債権 <u>納期限の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率（以下この条において「法定利率」という。）</u>	

(3) 私債権 発生原因が契約であるものにあっては契約で定める割合、  
その他のものにあっては納期限の翌日における法定利率

2・3 略

4 知事は、第1項第3号の割合を定めるときは、特に必要があると認める場合を除き、法定利率を下限とするものとする。

(3) 私債権 発生原因が契約であるものにあっては契約で定める割合、  
その他のものにあっては年5パーセント

2 前項各号に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 前2項の規定により計算した金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 知事は、第1項第3号の割合を定めるときは、特に必要があると認める場合を除き、年5パーセントを下限とするものとする。

(香川県看護学生修学資金貸付条例の一部改正)

第2条 香川県看護学生修学資金貸付条例（昭和38年香川県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(延滞利子)</p> <p>第10条 修学資金の貸付けを受けた者は、やむを得ない理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき<u>当該返還すべき日の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率</u>で計算した延滞利子を支払わなければならない。</p>	<p>(延滞利子)</p> <p>第10条 修学資金の貸付けを受けた者は、やむを得ない理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき<u>年14.5パーセント</u>の割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。</p>

(香川県高等学校定時制課程及び通信制課程在学生修学資金貸付条例の一部改正)

第3条 香川県高等学校定時制課程及び通信制課程在学生修学資金貸付条例（昭和49年香川県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(延滞利子)</p> <p>第12条 修学資金の貸付けを受けた者は、やむを得ない理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額について<u>当該返還すべき日の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率</u>で計算した延滞利子を支払わなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(延滞利子)</p> <p>第12条 修学資金の貸付けを受けた者は、やむを得ない理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額について<u>年10.95パーセント</u>の割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。</p> <p>2 略</p>

(旧香川県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例の一部改正)

第4条 香川県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例を廃止する条例（平成18年香川県条例第46号）附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例による廃止前の香川県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例（昭和57年香川県条例第33号。附則第2項第4号において「旧香川県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例」という。）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(返還債務の履行猶予)</p> <p>第10条 略</p>	<p>(返還債務の履行猶予)</p> <p>第10条 奨学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学資金の返還債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(1) 高等学校等若しくはこれらと同程度と認められる学校（以下この号において「学校等」という。）に在学しているとき、又は学校等の卒業後6月を経過しないとき。</p> <p>(2) 災害、盗難、疾病、負傷その他のやむを得ない事情により、返還期日に奨学資金を返還することが著しく困難であると認められるとき。</p>
<p>(遅延利息)</p> <p>第11条 奨学資金の貸与を受けた者は、前条の規定により返還債務の履行を猶予された場合を除き、返還期日までに奨学資金の返還債務を履行しなかったときは、当該返還期日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額に当該返還期日の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率を乗じて計算した額の遅延利息を支払わなければならない。</p>	<p>(遅延利息)</p> <p>第11条 奨学資金の貸与を受けた者は、前条の規定により返還債務の履行を猶予された場合を除き、返還期日までに奨学資金の返還債務を履行しなかったときは、当該返還期日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額に<u>年8.25パーセントの割合</u>を乗じて計算した額の遅延利息を支払わなければならない。</p>

(旧香川県地域改善対策職業訓練受講資金等貸付条例の一部改正)

第5条 香川県地域改善対策職業訓練受講資金等貸付条例を廃止する条例（平成18年香川県条例第44号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例による廃止前の香川県地域改善対策職業訓練受講資金等貸付条例（昭和62年香川県条例第19号。附則第2項第5号において「旧香川県地域改善対策職業訓練受講資金等貸付条例」という。）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(返還債務の履行猶予)</p> <p>第10条 略</p>	<p>(返還債務の履行猶予)</p> <p>第10条 知事は、受講資金等の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、受講資金等の返還債務の履行を猶予することができる。</p>

(遅延利息)

第11条 受講資金等の貸付けを受けた者は、前条の規定により返還債務の履行を猶予された場合を除き、返還期日までに受講資金等の返還債務を履行しなかったときは、当該返還期日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額に当該返還期日の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率を乗じて計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(香川県獣医学生修学資金貸付条例の一部改正)

第6条 香川県獣医学生修学資金貸付条例（平成4年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(延滞利子)</p> <p>第9条 修学資金の貸付けを受けた者は、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき<u>当該返還すべき日の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率</u>で計算した延滞利子を支払わなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(延滞利子)</p> <p>第9条 修学資金の貸付けを受けた者は、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき<u>年14.5パーセントの割合</u>で計算した延滞利子を支払わなければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>(香川県高等学校等奨学金貸付条例の一部改正)</p> <p>第7条 香川県高等学校等奨学金貸付条例（平成14年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	

改正後	改正前
<p>(延滞利息)</p> <p>第9条 奨学金の貸付けを受けた者は、正当な理由がなくて奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき<u>当該返還すべき日の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率</u>で計算した延滞利息を支払わなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(延滞利息)</p> <p>第9条 奨学金の貸付けを受けた者は、正当な理由がなくて奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき<u>年10.95パーセント</u>の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。</p> <p>2 略</p>

(香川県大学生等奨学金貸付条例の一部改正)

第8条 香川県大学生等奨学金貸付条例（平成23年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(延滞利息)</p> <p>第10条 奨学金の貸付けを受けた者は、正当な理由がなくて奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき<u>当該返還すべき日の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率</u>で計算した延滞利息を支払わなければならない。</p>	<p>(延滞利息)</p> <p>第10条 奨学金の貸付けを受けた者は、正当な理由がなくて奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき<u>年10.75パーセント</u>の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。</p>

#### 附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月30日までに次に掲げる条例の規定に規定する納期限、返還すべき日又は返還期日が到来した場合における金銭の給付を目的とする県の権利に係る延滞金（履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金をいう。）の利率については、改正後のこれらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
  - (1) 県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例第5条第1項
  - (2) 香川県看護学生修学資金貸付条例第10条
  - (3) 香川県高等学校定時制課程及び通信制課程在学生修学資金貸付条例第12条第1項
  - (4) 旧香川県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例第11条
  - (5) 旧香川県地域改善対策職業訓練受講資金等貸付条例第11条
  - (6) 香川県高等学校等奨学金貸付条例第9条第1項
  - (7) 香川県大学生等奨学金貸付条例第10条